

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日

平成18年(2006年)6月に北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とした「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(以下「北朝鮮人権法」という。)が施行されています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



輝くにんげんフェア2023 ありがとうございました

11月6日(月)から11日(土)まで、輝くにんげんフェアを開催しました。来場された方からは、「手に触れられる展示はあまりないので印象に残った」「これからも学び続けることが本当に大切だ」「講演は歴史や内容も分かりやすかったです」「ネット上の差別について知ることができた」など多くの意見をいただきました。これからも人権啓発に取り組んでいきます。ご来場のみなさま、本当にありがとうございました。

